

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【5. 陽だまりの会】



2023年2月24日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人陽だまりの会  
主たる事務所 〒573-1161  
の所在地 枚方市交北二丁目7番15号  
代表者氏名 理事長 津田 佳積  
担当者氏名

連絡先



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

精神障害に関する地域交流事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

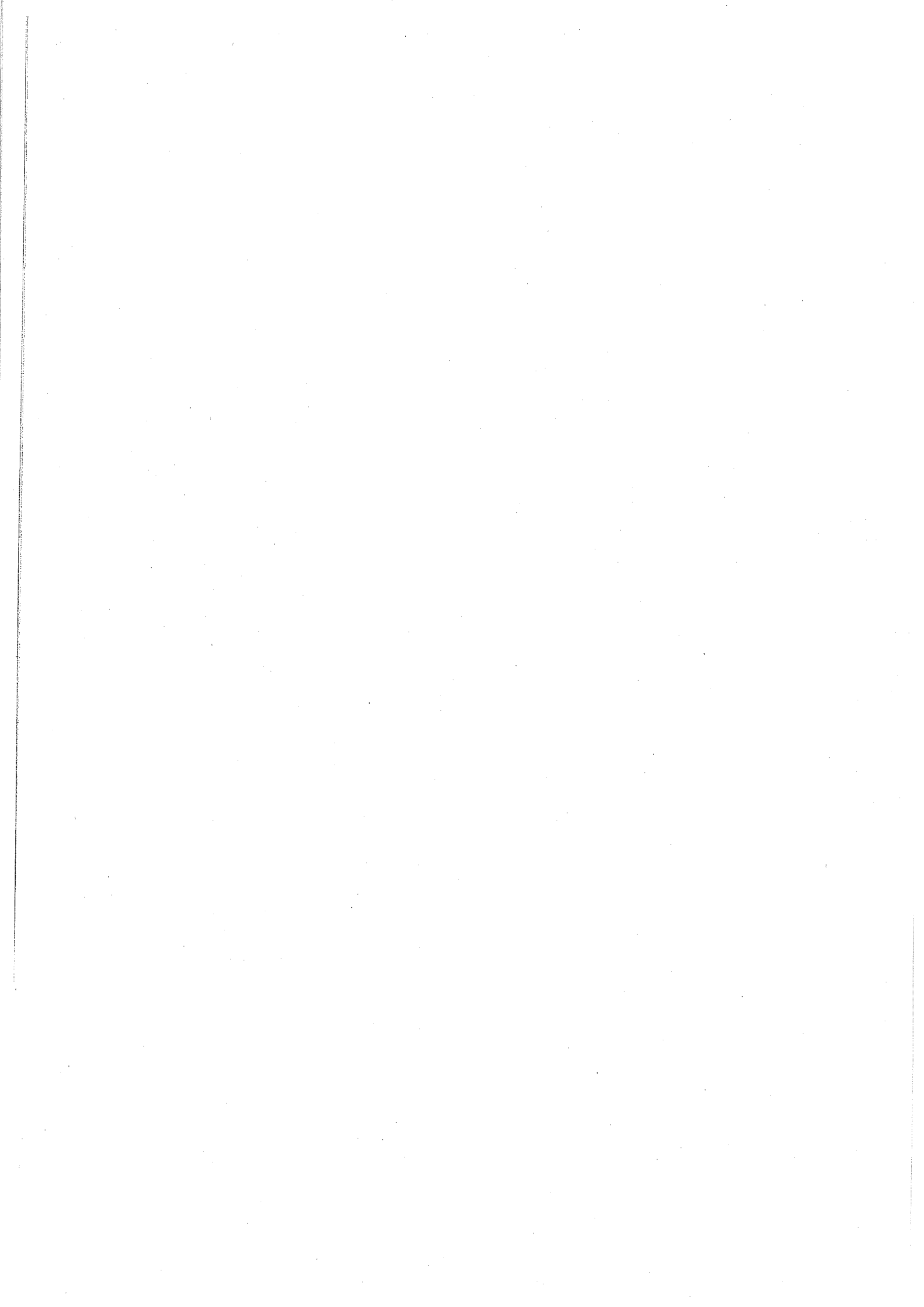
3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 350,000円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

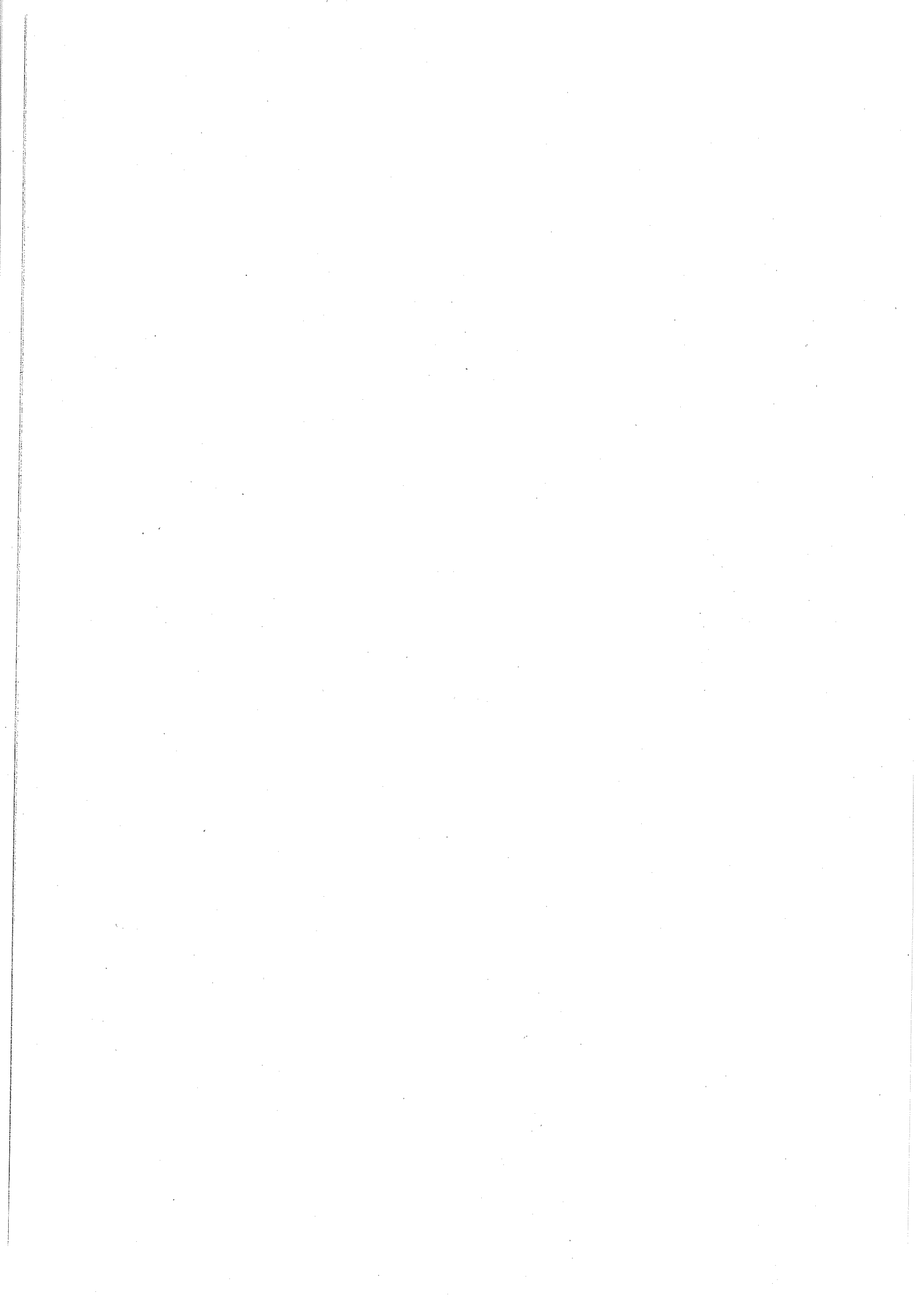
4. 添付資料

その他参考となる書類

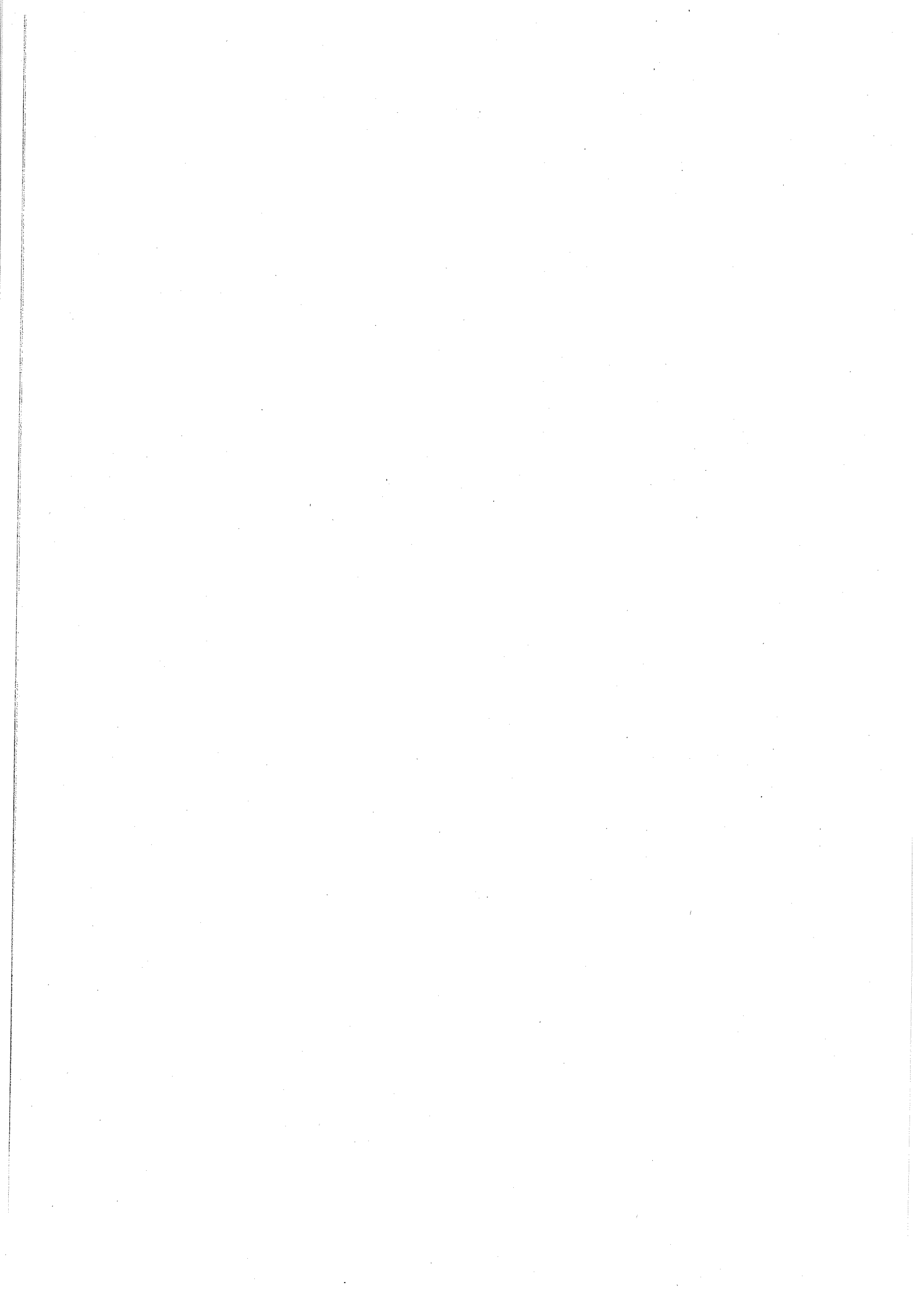


事業計画書

団体名		特定非営利活動法人陽だまりの会
事業名称		精神障害に関する地域交流事業
事業実施期間		(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2023年4月1日 ~2024年3月31日
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 精神障害者に対する社会的な理解を深め、障害者が差別なく暮らすことのできる社会を目指す</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 世界的に突出している精神科病床の多さ、入院期間の長さ、その結果社会的な排除を受けている精神障害者の多さ。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 精神病患者や精神障害の社会的理解が進んでいないこと。精神科病院の多さが容認される社会的な構造が変わらないこと。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 精神障害者と直に交流したり、精神障害や精神病への理解を深めたりすることにより、少しでも社会的な偏見が軽減すると期待できる。</p>
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 精神障害者が交流できる場所を設け、精神障害者が「怖い人」ではない等の理解を深めてもらう。また正しい知識を得ることにより偏見の払拭を計る。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法                  &lt;枚方市民への効果&gt; (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) 市民の精神障害への偏見が少しでも軽減する。                  &lt;確認方法&gt; (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 交流会については参加数を確認。アンケートも検討する。 講演会についてはアンケートを実施。</p>
2. 事業内容等		<p>(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人など具体的に)枚方市に在住・在職・在学する市民。障害者の問題や社会問題に関心のある方。年齢不問。</p> <p>(2) 事業の実施場所(移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) 交流会については陽だまりの敷地内及び施設内。 講演会については、ラポールひらかた等の貸会場。</p> <p>(3) 事業内容 11月に①「地域ふれあい祭り」2月に②「もちつき大会」 ①は市内の障害者事業所にも呼びかけて模擬店等を開催し、市民と利用者等の障害者が自由に参加し交流できる場とする。②はもちつきをおこない、同様に参加する市民と障害者との交流の場とする。 夏～秋に講演会 or シンポジウム 精神障害者の現状を分かりやすく話せる研究者や支援者・当事者等を講師として招き、講演の中で市民の理解を計る。</p>



<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可  4月に講演会の実行委員会を設置し、講演内容の詳細、講師・会場の選定実施1か月前までにチラシを作製 ⇒ 宣伝 ⇒ 実施。  9月に地域ふれあいまつりの実行委員会を設置。内容を検討。  1か月前までにミニコミ誌・チラシを作成し配布。11月3日に実施(予定)。  12月にもちつき実行委員会を設置。内容について検討。  1か月前までにミニコミ誌・チラシを作成し配布。2月3日に実施(予定)。</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(1) 人員体制(実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること)  陽だまりの職員と会員・利用者等のボランティアで実施する。  「地域ふれあいまつり」と「もちつき大会」はこの間ほぼ毎年実施。  講演会は不定期だが、4年前には北海道「べてるの家」の職員・利用者を招いて、シンポジウムをラポール大研修室で実施した。</p> <p>(2) 事業対象者の見込み数(例:参加者●名など現時点の想定人数を記入すること)  「地域ふれあいまつり」「もちつき大会」は各100人程度  講演会は50~100人程度</p> <p>(3) その他の体制(寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)  「地域ふれあいまつり」は、近隣の障害者支援事業所にも呼びかけ、模擬店等の協力をいただいている。  交北校区コミュニティ協議会には、下記のとおり協力をいただいている。</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること)  交北校区コミュニティ協議会には広報のほか「地域ふれあいまつり」ではやきそばの模擬店も担ってもらっている。  会員・利用者の多くもボランティアとして継続して協力してもらっている。</p>
<p>6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み</p>	<p>「地域ふれあいまつり」と「もちつき」については20年以上にわたって継続してきた。より広報に努め、多くの市民が参加できるものになりたい。  講演会は不定期に実施してきたが、今後定期的にも実施することも検討する。</p>
<p>7. 事業のPR方法</p>	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること)  会の機関誌やチラシを市内等の関係機関や精神科医療機関等に送付し、設置を依頼している。またミニコミ誌を作成して近隣の地域にポスティングしている。  広報ひらかたの短信コーナーも適宜利用。</p>
<p>8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定</p>	<p>助成金等の予定 有り(申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し(本補助金のみ)  助成金等の名称( )  申請中の場合、申請結果が確定する予定日(令和 年 月 頃の見込み)</p>
<p>9. その他  ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	





事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人陽だまりの会

補助対象事業の名称：	精神障害に関する地域交流事業
------------	----------------

事業実施期間：2023年4月～2024年3月

【収入の部】

(単位：円)

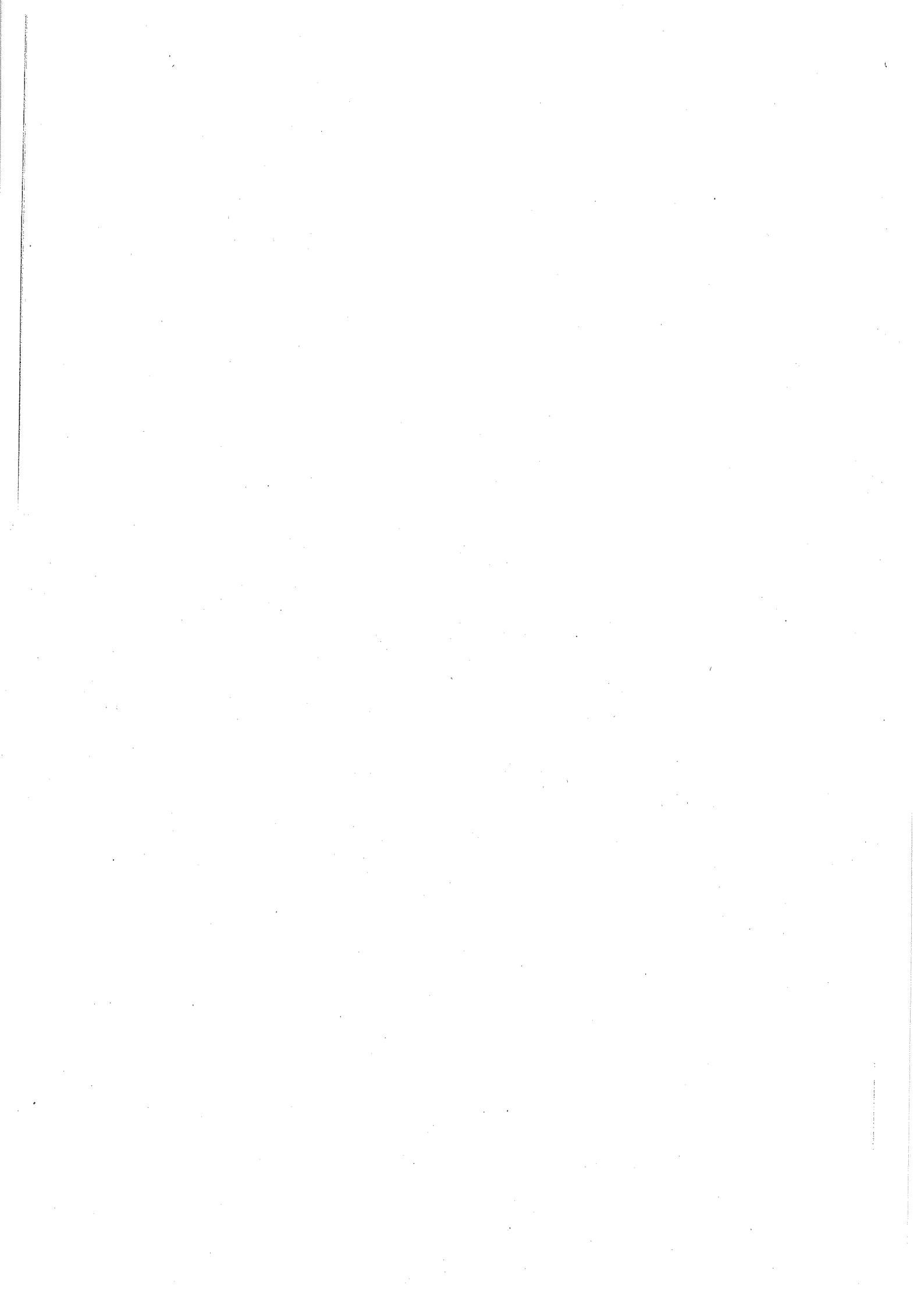
項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	50,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
参加費	20,000	もちつき大会参加費 (200円×100人)
合計 (C)	370,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	謝金	70,000 講演会講師謝金
	旅費交通費	30,000 東京⇄枚方市
	消耗品費	30,000 もち米等材料費、文具他
	印刷製本費	40,000 チラシ・ポスター
	通信運搬費	5,000 郵送料
	保険料	25,000 イベント保険
	会場使用料	20,000 講演会会場代、駐車料金
	備品購入費	150,000 折り畳み椅子・長机他
小計 (E)	370,000	
補助対象外経費		
小計	0	
合計 (D)	370,000	

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D)となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。(通知がなかった or 今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)



# 特定非営利活動法人陽だまりの会 精神障害に関する地域交流事業

## 日本の現状

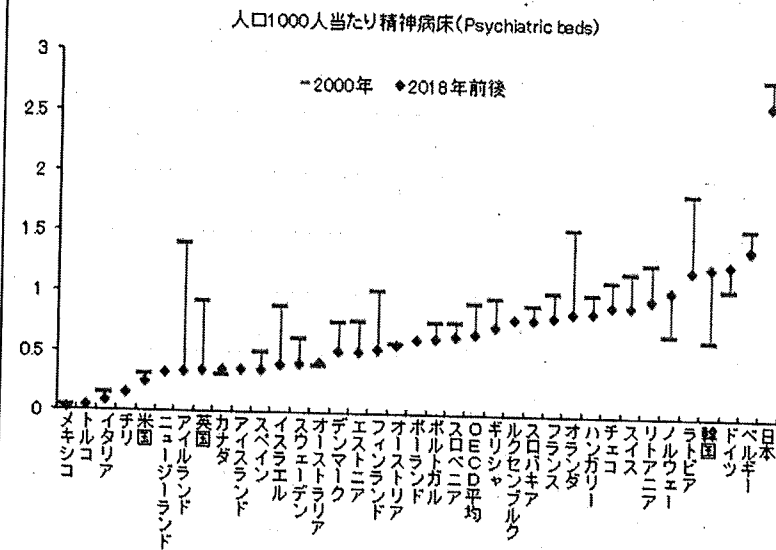
精神病床数(※)と平均在院日数推移(諸外国との比較)

	2012年 精神病床数 (床/千人)	2014年 平均在院日数(日)
ベルギー	1.7	10.1
フランス	0.9	5.8
ドイツ	1.3	24.2
イタリア	0.1	13.9
日本	2.7	285
韓国	0.9	124.9
スイス	0.9	29.4
イギリス	0.5	42.3

※各国により定義が異なる

出典: OECD Health Data 2016

精神病床の国際比較



地域ふれあいまつり (2019年11月)



もちつき大会 (2020年2月)



地域に配布しているミニコミ誌  
年3回発行

陽だまりの散歩道

2023年 1月号 No.60

もちつき大会

11:00 ~ 13:00  
500円 月夜汁 300円  
天まで又の豚肉・手作り品の販売もあります

2/4 土曜日

当日は、新型コロナウイルス感染症防止対策に基づき協力関係の深い方々にご協力をお願いいたします

場所(背面に地図あり) 陽だまりの会

## 講演会



2019年7月 30周年記念事業  
市民セミナー「べてるの家が来る」



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



## 2021年度 事業報告書

特定非営利活動法人 陽だまりの会

## I. 事業期間

2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

## II. 事業の成果

昨年度に引き続き、会の趣旨に沿って各事業の実施を行った。

会が設立され30年以上を経て、各事業もともすればルーチン化しがちな中で、設立時の理念を日常活動の中で維持、継承させていくのが大きな課題となり、内部で議論をおこなって来た。今後も同様の議論、検証をくり返しながら活動を続けていくことになると思われる。

## III. 事業の実施状況

## 1. 特定非営利活動に係る事業

## (1) 事業名：障害者総合支援法に基づく相談支援事業

〈内 容〉 従来の基本相談、特定・一般相談支援事業はもとより、主に地域移行に取り組む役割としての基幹相談支援を実施。様々な相談支援が多くなり、計画作成はもとより、困難事例への対応に少ない人材で対応している。

自立支援協議会及び精神障害者地域生活支援部会の運営、医療機関との関係作りをはじめ、地域での諸々の支援機関との連携が増えている。

〈実施場所〉 地域活動支援センター・枚方市役所及び市内外関係機関等

〈実施日時〉 月曜から金曜、土曜日は地域活動支援センターのみで実施祝日・年末年始を除く

〈対象者〉 主に市内在住及び在院の主として精神障がい者・家族等

〈経 費〉 収入 14,253,239 ②+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬  
支出 15,053,544 ②' +⑨' +⑩' +⑪' +⑫' +⑬'

## (2) 事業名：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

## イ. 地域活動支援センター（I）の運営

〈内 容〉 地域で生活している人たちの気楽に集まってくる場の提供、地域交流当事者活動支援等を行う。

〈実施場所〉 地域活動支援センター（地域生活支援センター）及び周辺地域

〈実施日時〉 祝日・年末年始を除く毎日

〈対象者〉 主に市内在住の精神障がい者等

〈経 費〉 収入 12,000,000 ③  
支出 12,220,970 ③'

ロ. 地域活動支援センター（Ⅱ）

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者に作業の場を提供し、日常生活のリズムを作ると共に地域生活をしていく上での力をつける。ボランティア等の協力の元、様々な地域サロンを開催、地域との交流の機会を持つ。

〈実施場所〉地域活動支援センター及び市内

〈実施日時〉月曜～金曜、年末年始・土・日・祝日は休み

〈対象者〉地域活動支援センターⅡで活動を希望する精神障がい者等

〈経 費〉 収入 9,000,000 ④

支出 11,297,275 ④'

ハ. 移動支援事業

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者等に移動についてのヘルパーを派遣することで、社会参加を促し地域生活力を向上させる。

〈実施場所〉市内周辺

〈実施日時〉利用者が必要とする日時

〈経 費〉 収入 2,704,050 ⑦

支出 947,900 ⑦'

(3) 事業名：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

イ. 居宅介護事業

〈内 容〉在宅で生活する精神障がい者等にヘルパーを派遣することで日常生活を支援しその自立を促進する。

〈実施場所〉利用者の居宅及び市内周辺

〈実施日時〉利用者の必要とする日時

〈対象者〉事業の利用者

〈経 費〉 収入 22,106,820 ⑥

支出 22,792,525 ⑥'

ロ. グループホーム運営事業

〈内 容〉4つのホーム利用者への日常生活上の支援及び関係機関等との連絡調整を



通じて、社会参加と自立を進める。(利用者 21名)  
入居者の高齢化及び長期入院者等の退院後の生活の場として、個別支援の充実をはかった。

〈実施場所〉 各々のグループホーム、及び地域活動支援センター等

〈実施日時〉 通年

〈対象者〉 ホーム入居者

〈経費〉 収入 29,016,670 ⑤

支出 29,843,669 ⑤'

#### ハ. 就労継続支援事業B型 ワークショップちゃぶの運営

〈内容〉 ワークショップちゃぶ・まどれえぬ・茶楽わくわく(生活介護事業)の3つの働く場で、弁当の製造配達・菓子の製造販売等・喫茶店の運営を行い、働くことへの支援を行う。また、就労を希望する人への支援を行う。今年度は、茶房まどれえぬの移転により2つの場の個性を活かし、場の運営を行うことの必要性を感じた。

〈実施場所〉 各々の事業所及び市内関係機関

〈実施日時〉 通年(土日・祝日・年末年始および夏休は除く)

〈対象者〉 働くことを希望する主として精神障がい者等で利用契約をしている人

〈経費〉 収入 64,868,347 ①+⑭+⑯

支出 62,946,266 ①' +⑭' +⑯'

#### (4) 事業名: 障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を深める為の事業

〈内容〉 祭り等イベントの開催、地域のイベントへの参加、講演会、学生の実習受入等

〈実施場所〉 市内及び地域活動支援センター

〈実施日時〉 年間を通して数回

〈対象者〉 会に参加する障がい者及び周辺地域住民

〈経費〉 収入 2,517,760 ⑮

支出 2,302,708 ⑮' の一部

2. 収益事業

なし

3. その他の事業

なし

IV. 社員総会の開催状況

第33回 特定非営利活動法人 陽だまりの会 総会  
2021年6月26日(土) 午前11時00分から 開催  
於 地域活動支援センター 陽だまり

V. 理事会開催状況

第1回 理事会 2020.5.1(金) 16:40~ 於:地域活動支援センター陽だまり

1. 2019年度決算報告、2020年度予算報告
2. 第32回総会について  
(コロナ禍における開催について)

第2回 理事会 2020.10.23(金) 18:00~ 於:地域活動支援センター陽だまり

報告事項

1. コロナウィルスに対する対応について
2. 理事長の変更と役割分担について
3. 職員退職と採用について
4. 来年度以降の委託相談事業について
5. 福祉職員慰労金について

協議事項

6. 副理事長選任について
7. 2020年決算予測と9月末の会計状況について
8. 建物の老築化とその対応について

# 活動計算書

2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

1. 経常収益		
科 目	金 額	
1 会費	813,000	
2 寄付金	2,955,803	
3 事業収益	166,630,522	
給付金		98,017,386
委託料		37,484,454
補助金		226,200
利用者負担金		6,357,109
礼金(グループホーム)		350,000
会事業収入		1,322,273
作業収入		22,873,100
4 その他収益	331	
受取利息		331
雑収入		0
経常収益 合計	170,399,656	
2. 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	134,036,233	
給料		46,580,000
職員手当		20,456,762
賃金		38,681,301
利用者工賃		8,331,925
ボランティア手当		323,080
ランチショップ手当		984,340
わくわく手当		634,000
福利厚生費		15,854,825
退職給付費用		2,190,000
報酬費		0
(2) その他経費	38,180,719	
旅費		23,700
消耗品費		1,009,674
燃料費		547,033
光熱水費		3,311,378
通信費		663,594
修繕費		494,165
委託料		1,600,120
負担金		101,112
使用料及び賃借料		16,007,457
損害保険料		1,197,180
減価償却費		2,263,003
作業材料費		10,403,030
租税公課		559,273
事業費 計	172,216,952	

科 目	金 額
2 管理費	
(1) 人件費	2,750,970
給料	0
賃金	2,100,970
報酬費	650,000
(2) その他経費	6,275,113
旅費	6,000
消耗品費	165,655
通信費	106,067
修繕費	2,035,600
負担金	244,244
損害保険料	300
会議費	0
会関係事業費	9,566
減価償却費	3,478,197
租税公課	46,727
退職給与引当金繰入	0
支払利息	182,757
雑費	0
管 理 費 計	9,026,083
経常費用 合計	181,243,035
当期経常増減額	△ 10,843,379
3. 経常外収益	
前期損益修正益	800,000
修繕積立金戻入益	5,028,100
経常外収益計	5,828,100
4. 経常外費用	
固定資産除却損	
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	△ 5,015,279
前期繰越正味財産額	153,079,431
次期繰越正味財産額	148,064,152



## 貸借対照表（2022年3月31日現在）

科 目		金 額
<b>I. 資産の部</b>		
1. 流動資産		54,519,964
現金		803,948
普通預金		30,679,932
立替金		1,007,478
未収入金		22,028,606
2. 固定資産		130,006,547
有形固定資産		123,479,227
建物		31,225,635
附属設備		33,466,289
構築物		728,962
車両運搬具		77,731
工具器具備品		2,406,941
土地		55,573,669
無形固定資産		229,320
電話加入権		229,320
投資等		6,298,000
敷金		6,250,000
差入保証金		48,000
資 産 合 計		184,526,511
<b>II. 負債の部</b>		
1. 流動負債		10,315,250
短期借入金		1,500,000
未払金		7,634,074
預り金		427,176
預り保証金		658,000
前受金		96,000
2. 固定負債		26,147,109
長期借入金		18,652,234
退職給与引当金		1,544,930
修繕積立金		111,390
備品等設備整備積立金		3,038,495
工賃変動積立金		2,800,060
負 債 合 計		36,462,359
<b>III. 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産		153,079,431
当期正味財産増減額		△ 5,015,279
正 味 財 産 合 計		148,064,152
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		184,526,511

財産目録（2022年3月31日現在）

科 目		金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		54,519,964
現金	803,948	
普通預金	30,679,932	
陽だまりの会通帳等		15,353,854
就労継続等		7,830,705
修繕積立金		111,578
退職給与引当金		1,544,990
工賃変動積立金		2,800,180
備品等設備整備積立金		3,038,625
立替金	1,007,478	
未収入金	22,028,606	
給付金		17,927,529
委託金		3,867,832
その他		233,245
2. 固定資産		130,006,547
有形固定資産		123,479,227
建物		31,225,635
附属設備		33,466,289
構築物		728,962
車両運搬具		77,731
工具器具備品		2,406,941
土地		55,573,669
無形固定資産		229,320
電話加入権		229,320
投資等		6,298,000
敷金		6,250,000
差入保証金		48,000
資 産 合 計		184,526,511
II. 負債の部		
1. 流動負債		10,315,250
短期借入金	1,500,000	
未払金	7,634,074	
賃金帳端分		7,634,074
預り金	427,176	
源泉所得税		106,120
特別徴収住民税		268,400
社会保険料		0
雇用保険料		52,656
預り保証金	658,000	
前受金 家賃分	96,000	
2. 固定負債		26,147,109
長期借入金	18,652,234	
近畿労金 証書借入金		18,652,234
退職給与引当金	1,544,930	
修繕積立金	111,390	
備品等設備整備積立金	3,038,495	
工賃変動積立金	2,800,060	
負 債 合 計		36,462,359
正 味 財 産 合 計		148,064,152





# 特定非営利活動法人 陽だまりの会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 陽だまりの会と云う。  
ただし、通称NPO 陽だまりの会と表記する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 枚方市交北2丁目7番15号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、精神障がい者との共働作業によって、その自立と社会参加を推進し、市民としてあたりまえに暮らせる社会の実現をめざすと共に、人がいかなる状況においても、人として尊重され、その自己実現が可能となる社会の創造に努めることを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に基づく一般相談支援事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業
- (3) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (4) 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業
- (5) 精神障がい者を主とする、障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業
- (6) 障がい者・高齢者等への配食等、生活を支援する事業
- (7) その他、目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員  
この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、催促しても支払う意思がないものと見なされる時。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

(種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2. 理事及び監事は総会において選出する。

3. 理事の中から、その互選によって理事長1名、副理事長3名以内を選出する。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会の構成員として、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の

業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期及び欠員補充)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事のうち3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問)

第15条 この法人は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、また理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第16条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 法人の解散
- (3) 法人の合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 事業計画及び活動予算の承認
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第18条 定期総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の6分の1以上から、目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号による場合は監事が招集する。

(総会の定足数及び書面表決)

第20条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ書面でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印した上、この議事録を法人の事務所において5年間据え置く。

## 第5章 理事会

(理事会の権能)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 活動予算及び事業計画の決定
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催及び議事)

第24条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

2. 理事総数の3分の1以上の召集の要請があった場合、理事長は理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は理事数の3分の1以上の出席がなければ成立しない。
4. 理事会の議事は、出席した理事の過半数を持って決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。
5. 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。
6. 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第25条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 事業収益
- (6) その他の収益

### (事業計画及び予算)

第26条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告書及び決算)

第27条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (予備費の設定及び使用)

第28条 予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるための予備費を設けることができる。

### (決算剰余金)

第29条 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

### (事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第31条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

### (解散)

第32条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 総会の決議による場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第8章 事務局

第33条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

第34条 事務局は、法令の定めによる各種書類を事務所に備え置き、請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

## 第9章 雑則

(公告)

第35条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第36条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2001年6月30日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
5. 設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員 一口 3,000円、賛助会員 一口 5,000円とする。

(定款の一部改正)

1. この定款は、2006年9月15日一部改正し、同日より施行する。
2. この定款は、2013年3月6日一部改正し、同日より施行する。
3. この定款は、2019年6月22日一部改正し、同日より施行する。

2019年 6月 22日

特定非営利活動法人 陽だまりの会  
理事長 河野和永